

知識は
力なり

My Adviser

(顧問弁護士)

かじやまと

加地 和 法律事務所報

TEL 075-821-2884

FAX 075-821-2823

<http://www4.ocn.ne.jp/~yamakaji/>

京都市中京区丸太町通御前西入ル北側



弁護士政次

ごあいさつ

まだ6月だというのに、真夏のような猛暑日が続いておりますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。さて、今回は、遺言の効力が問題となる一場面として、名宛人が遺言者よりも先に死亡した場合について、少し考えてみましょう。ここは、下級審の判断が分かれていたところ、近時最高裁判所が判断を示したところで遺言実務では重要なところですよ。

平成23年6月

弁護士 政次 秀夫
事務局 川端広美・井上はるみ

遺言の効力について

(名宛人が遺言者よりも先に死亡した場合)

(問) 被相続人 A が遺産の全部を子どもの一人である B に相続させる旨の遺言をしていたが、A が死亡する前に B が死亡した。かかる場合、遺言の効力は有効で B の代襲相続人である C (B の子) がその遺産を取得することになるのですか。

(答え) 遺贈については受遺者が先死した場合に遺言の効力が失われることは明文の規定がありますが(民法994条1項)、「相続させる」遺言の場合については、明文規定がなく、遺贈と同様に遺言の効力が失われると解するのか、あるいは遺言の効力は失われず法定相続分による相続と同様に考え代襲相続人に相続させるとする規定が適用ないし準用されると解するのか、争いがありました。この点、近時、最高裁は、「『相続させる』旨の遺言は、当該遺言により遺産を相続さ

(右上へ)

せるものとされた推定相続人が遺言者の死亡以前に死亡した場合には、当該『相続させる』旨の遺言に係る条項と遺言書の他の記載との関係、遺言書作成当時の事情及び遺言者の置かれていた状況などから、遺言者が、上記の場合には、当該推定相続人の代襲者その他の者に遺産を相続させる旨の意思を有していたとみるべき特段の事情のない限り、その効力を生ずることはない」と解するのが相当である。」と判断しています(最高裁判決平23・2・22)。

よって、本件でも、原則として当該遺言の効力は失われ、C が当該遺産を取得することにはなりません。

このように考えると、遺言者において、名宛人である相続人が先死した場合には代襲相続人が取得することを望むときは、その旨を遺言書で明示しておくことが必要となります。また、逆に、これを望まないときは、「遺贈」の文言を用いたり、遺言書を作り直したりなど、適宜の対応が必要となります。遺言書を作成する際には、これらの点に十分注意する必要があります。

★ 本書は無料でお送りしています。法律に悩んでいる人があれば、この内容を教えて頂いたり、また、その人を御紹介下さいませ。加地和法律事務所ホームページには250問答を掲載しております。

誠に恐れ入りますが、次回からFAX送信を希望されない場合は、配信停止希望欄にチェックいただき、FAX番号をご記入の上ご返信いただけましたら幸いです。

配信停止

FAX

★ 「加地やまと法律事務所の事務員たち」のブログ 随時更新中です。

(広告④)